

国 住 指 第 2 0 8 号
令和 6 年 8 月 28 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

床及び階段の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

床及び階段の改修に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）上の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知しているとともに、建築設計・施工関係団体の長に対しては、別添の「床及び階段の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）」（令和 6 年 8 月 28 日付け国住指第 209 号）のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 床の改修

床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

また、既存の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

2. 階段の改修

各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

また、既存の階段の上に新しい仕上材をかぶせる改修を行う行為は、法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕及び同条第 15 号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。